

5 長 社 号 外
令和 5 年 7 月 11 日

各高齢者施設 管理者 様

長崎県長寿社会課長
(公 印 省 略)

医療用物資の追加配布に係る配布希望調査について (依頼)

日頃から、施設・事業所における感染症対策に、ご尽力いただき心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後も、医療機関等においては必要な感染対策を講じていただいております。医療用物資が必要とされていることから、令和 5 年 6 月 30 日付で厚生労働省医政局より、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のため、医療用物資の追加配布を実施するとの事務連絡がありました。

つきましては、配布を希望される施設・事業所におかれては、下記にご留意のうえ、令和 5 年 7 月 21 日 (金)までにご回答いただきますようお願いいたします。

記

1. 配布物資について (各 100 枚単位)

- ・ N95 マスク
- ・ フェイスシールド
- ・ アイソレーションガウン
- ・ 非滅菌手袋

※配布物資の銘柄、材質、サイズ等については指定ができません。

※希望数量が多数に上る場合、配布数量を調整する可能性があります。

2. 配布について

- ・ 配布物資は厚生労働省から直接、事業所に配布されます。
- ・ 令和 5 年 9 月以降、順次配布を開始し、同年 12 月中には配送完了予定とされていますが、実際に事業所に配布される時期は不明です。

3. 対象サービス

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能

型居宅介護、短期入所生活介護（空床型を除く）、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※総合事業を含む。 ※医療機関のみなし事業所を除く。

4. 回答方法

県ホームページの電子申請システムにより回答。リンクは下記のとおり。

【ホームページ URL】

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/jigyousya-oshirase/bussihaihu>

（掲載先）

分類で探す>福祉・保健>高齢者・介護保険>長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ>医療用物資の追加配布に係る配布希望調査

【電子申請システム URL】

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2530

5. 配布後の対応について【重要】

事業所の回答を県で取りまとめ、厚生労働省に提出した後は、キャンセル及び数量の変更には応じられないとされており、そのことについて同意したものと取り扱われますので、配布を希望される際には、物資の保管場所を検討・確保のうえ、事業所の規模に応じた適正な数量を回答いただきますようお願いいたします。

また、一旦配布された物資をキャンセルするとして、厚生労働省や県に返送されることは厳に慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。

長寿社会課 施設・介護サービス班 平澤 井上 TEL 095-895-2436 FAX 095-895-2576

(参考：電子申請システム回答要領)

【ホームページ URL】

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/jigyousya-oshirase/bussihaihu>

(掲載先)

分類で探す>福祉・保健>高齢者・介護保険>長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ>医療用物資の追加配布に係る配布希望調査

【回答内容】

○基本情報について回答ください。

1. 事業所名
2. 事業所郵便番号（半角のみ、ハイフンなし）
3. 住所（納品場所の住所を回答）
4. 担当者名（部署名でも可）
5. 担当者電話番号（半角のみ、ハイフンなし）（事業所の代表番号でも可）
6. メールアドレス
7. 上記メールアドレスへの電子文書送付の認否

○事業所のサービス種類を回答ください。（選択式）

○各物資の希望配布数量をご回答ください。（各 100 枚単位）

※不要な場合は空欄で構いません。

- ・ N95 マスク
- ・ フェイスシールド
- ・ アイソレーションガウン
- ・ 非滅菌手袋

○備考（任意回答）

※納入場所に係る希望など、連絡事項等があれば、記載してください。

【重要】配布後の対応について

事業所の回答を県で取りまとめ、厚生労働省に提出した後は、キャンセル及び数量の変更には応じられないとされており、そのことについて同意したものと取り扱われますので、配布を希望される際には、物資の保管場所を検討・確保のうえ、事業所の規模に応じた適正な数量を回答いただきますようお願いいたします。

また、一旦配布された物資をキャンセルするとして、厚生労働省や県に返送されることは厳に慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。